

# 恵庭市立学校区域外通学（就学）許可基準

学区外通学が許可となる理由は、下表のとおりです。  
ただし、いずれも「申請を行うこと」、「通学の安全上支障がないこと及び保護者の責任において通学の安全確保を行うこと（スクールバスの利用はできません）」が条件となります。

No.	許可できる理由	許可期間	申請書類等	解説
1	小学校において学期途中で転居し、従前校に就学を希望するとき	学年末まで 5学年以上は卒業まで	申請書、転居の際に発行される入学通知書	小学校1年生から5年生までの学年において、学期の途中で市内転居し学区が変わった場合、左記許可期間を限度として従前校への就学を許可する。ただし、市外転出した場合は転出の日の属する学期末までとする。なお、許可後転校の申し出があった場合は指定校への転校とする。
2	小学校の最終学年に転居し、従前校への就学を希望するとき	卒業まで	申請書、転居の際に発行される入学通知書	小学校6年生に適用することとし、転居の日から卒業まで従前校への就学を許可する。ただし、許可後転校の申し出があった場合は指定校への転校とする。
3	中学校において在学途中で転居し、従前校への就学を希望するとき	卒業まで	申請書、転居の際に発行される入学通知書	中学生が在学途中で転居し学区が変わった場合、卒業まで従前校への就学を許可する。ただし、市外転出の場合は転出の日の属する学年末まで許可するものとする。なお、学年末休業期間中の市外転出は新学年とみなし転校とする。また、許可後転校の申し出があった場合は指定校への転校とする。
4	近く転居することが確定していて、転居先の学校への就学を希望するとき	転居確定日まで（最大学期末まで）	申請書、請負・売買・賃貸契約書等転居の事実及び転居予定日が確認できる書類	住宅の新築・購入、アパートの賃貸契約等により転居することが確定している場合は、転居先の学校への就学を許可する。ただし、転居予定日の属する学期の終了の日までに転居する場合、転居予定日の属する学期の開始日から転居予定日まで許可するものとする。なお、転居予定日の属する学期の終了の日とは、当該学期の終業日に引き続き長期休業期間終了の日までをいう。
5	住宅の新築等により融資の都合上住民票を異動したが、実際の転居まで従前校への就学を希望するとき	転居確定日まで（最大学期末まで）	申請書、転居の際に発行される入学通知書、請負・売買契約書等転居予定日が確認できる書類	住宅金融公庫の融資の都合上やむを得ず住民票を異動したが、実際の転居は後日となる場合、住民票上の異動日から転居するまでの間従前校への就学を許可する。
6	住宅の建て替え・増改築等により一時転居するが現住所に戻ってくることを確定しており、そのまま従前校への就学を希望するとき	事由消滅まで（最大1年以内）	申請書、請負・売買契約書等完成予定日が確認できる書類、転居の際に発行される入学通知書（住民票を異動した場合）、居住証明書等居住の事実が確認できる書類（住民票を異動していない場合）	住宅の建て替え・増改築等により1年以内に現住所に戻ってくることが明らかなる場合は建て替え等による異動の日から建て替え等完了後の移転日まで従前校への就学を許可する。
7	やむを得ない事情により住民登録を残したまま転居し、居住地の学校への就学を希望するとき	事由消滅まで	申請書、居住証明書等居住の事実が確認できる書類	暴力からの逃避や横暴な借金取り立てからの逃避等住民票の異動を行えない事情が認められる場合、居住地の学校への就学を許可する。なお、許可期間は本事情が解決するまでとするが、許可期間内における転居の事実が確認された場合この限りでない。
8	小学校から原則として1年以上続けてきたスポーツまたは文化芸術の部活動が指定の中学校になく、希望する部活動のある指定校以外の学校への就学を希望する場合	中学校卒業までの期間 （中途退部した場合は、当該学期末まで）	・スポーツ及び文化芸術活動を継続してきたことを証する書類及び変更理由書 ・学校長の所見 ・誓約書	・指定校変更できる中学校は、原則として自宅から通学距離が最も近い学校とする。（単に、部活動が強い、この指導者に教わりたいなどの理由により、自由に学校を選択できるものではない。） ・この手続きができるのは新入学時のみであり、中学校に入学してからの手続きはできない。 ・希望校の部活動の見学、校長との面接を義務付ける。
9	心身上の事由（いじめ・不登校）により、転校することによって改善がのぞめる場合に指定校以外の学校への就学を希望するとき	必要な期間	申請書、診断書、学校長の所見等	喘息、心臓病等身体的な事由又はいじめ・不登校等、学校長が特にやむを得ないと認める事由により指定校以外の学校への就学を希望する場合、医学上必要とする期間又は学校長が必要と認める期間について指定校以外の学校への就学を許可する。
10	小学校において保護者の共働き・長期入院等で、帰宅後家庭不在のため一時親族等に養育を依頼することから、養育先の学校への就学を希望する場合	必要な期間	申請書、特殊事情が確認できる書類（在職証明書・養育承諾書）	児童の生活の本拠が引き続き本来の住居にあり、親族等の預かりが、日々の下校後、保護者が帰宅するまでの間の限定的なものである場合については、「指定校から預かり先までの通学経路が片道2kmを越えるとき」又は「児童の学年等を鑑みて指定校から預かり先までの下校が著しく困難と認められる事由があるとき」に限り、本基準に該当するものとする。
11	特別支援学級在籍者又は経過観察児童・生徒等、環境の変化等が心身に著しい影響を及ぼすことが予想され、従前校への就学を希望する場合	必要な期間	申請書、特殊事情が確認できる書類（児童相談所の所見・学校長の所見他）	
12	公共事業等の実施により転居を余儀なくされ、指定校以外の学校への就学を希望する場合	必要な期間	申請書、特殊事情が確認できる書類（事業に伴う移転等の通知）	
13	その他、教育長が特にやむを得ないと認める事由により、指定校以外の学校への就学を希望する場合	必要な期間	申請書、特殊事情が確認できる書類	
14	上記1～13に該当するいずれかの理由により兄弟姉妹が指定校以外に通学している場合に、その兄弟姉妹と同じ学校への就学を希望する場合。ただし、部活動を理由にした指定校の変更による場合は、除外する。	【中学校】 中学校卒業まで  【小学校】 小5年…小学校卒業まで 小1～4年…当該兄弟姉妹の卒業まで	申請書	兄弟姉妹が区域外就学を希望した場合、許可期間の違いにより兄弟姉妹で別々の学校に通うことがないよう配慮する。また、兄弟姉妹が特別支援学級に通っている、もしくは通う場合には特別支援学級を有する拠点校への就学を許可する。  ※ 兄または姉が卒業した場合は、弟または妹は本来校区の学校へ就学（転校）することとなる。

\* 市外へ転出する場合の区域外就学の許可にあたっては、上記基準の「転居」を「転出」に読み替え（転出に係る記載がある場合を除く）、転出先市町村に対して「区域外就学の協議」を行い、許可するものとする。